

理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月17日(木) 午前10時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の会長でございました此花区社会福祉協議会会長の宮川晴美様が2月24日にお亡くなりになりました。

ここで、哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

(黙 祷)

お直りください。

それでは、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数21名、本日の出席者20名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資 料 確 認)

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を吉川副会長様をお願いいたします。

吉川副会長様、よろしくをお願いいたします。

吉川議長

副会長の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定しています。

この後、第1号議案で選任されます新会長と中村監事、新田監事に議事録に署名いただきます。

<第1号議案> 会長の選任について

吉川議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

まず、第1号議案の会長の選任について、定款第18条第2項に、会長は理事の中から選定すると規定しておりますが、いかがいたしましょうか。

清水副会長

会長の推薦なんですけどね、現在副会長で、阿倍野区社会福祉協議会の会長でもある永岡氏にさせていただいたらと私は思いますが、諮っていただけますか。

吉川議長

会長には、副会長の永岡さんのご発言がありました。皆さまいかがでしょうか。

(異 議 な し)

吉川議長 異議なしということですので、永岡副会長に会長をお願いいたします。
では、永岡会長から就任にあたり、ごあいさつをお願いいたします。

永岡会長 (あ い さ つ)

吉川議長 会長も決定しましたので、議長を永岡会長をお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議長を永岡会長に交代いたします。ありがとうございました。

永岡議長 それでは以降の、議事を進行いたします。円滑な議事運営に皆様のご協力をお願いいたします。

<第2号議案> 令和3年度補正予算(案)について

永岡議長 それでは、第2号議案の令和3年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第2号議案、令和3年度補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料1、1頁をご覧ください。

今回の補正は、経常経費寄附金収入の増、及び新型コロナウイルス感染症特例貸付の延長実施による予算の増、につきまして、お諮りするものです。

1頁の中ほど「令和3年度 補正予算書(案)総括表」をご覧ください。

収入の部で、「事業活動収入」において、3億162万5千円の増額補正でございます。これは、法人運営事業において、故人からの遺贈としての寄附金、及び企業からの寄附金を収受したことによる2,662万5千円の増額、並びに生活福祉資金貸付事務事業において、特例貸付事業の延長実施による2億7,500万円の増額によるものです。

なお、当寄附金は「福祉活用資金」として位置づけ、寄附者の意向も踏まえ、有効に活用してまいります。

また、支出の部で、「事業活動支出」において2億7,500万円の増額補正でございます。これは、先ほども申しあげたように、生活福祉資金貸付事務事業における、特例貸付事業の延長実施によるものでございます。

以上、令和3年度補正予算(案)についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(挙 手)

第2号議案は、原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 令和4年度事業計画及び予算（案）について

永岡議長 続きまして、第3号議案の令和4年度事業計画及び予算（案）について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。

第3号議案、令和4年度事業計画及び予算（案）ですが、まずは事業計画（案）につきまして、ご説明いたします。

資料2の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

わが国では、急速な少子高齢化の進行や、地域コミュニティの希薄化のもと、孤立し生きづらさを抱える人が増えるなど地域生活課題が多様化・複雑化しています。そうした中、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携・協働した、地域での見守り、相談支援の体制づくりや互いに助け合い・支えあう地域づくりが今、求められています。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大により、日常生活や経済社会活動はもとより対面型の地域福祉活動も大きな制約を受け、要援護者の孤立懸念が増すとともに、非正規労働者やひとり親世帯などで、生活基盤が不安定で生活困窮に陥る人が急増しています。今なお、感染の収束が見通せない状況にあり、地域生活課題の深刻化を防ぐため、コロナ禍でのつながりづくりや生活困窮者の自立支援を進めていくことが急務となっています。

こうした状況や課題に的確に対応すべく、本会及び区社会福祉協議会は、第2期大阪市地域福祉活動推進計画に基づき、身近な地域の中で、個々の生活の困りごとや生活のしづらさを「私たちの問題」として捉え、多様な主体の参画・協働を積極的に進めることにより、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくりを目指し取り組んでいます。

令和4年度においても、本会は、コロナの影響下や感染収束後も見越して、ICTの活用など新たな取組み手法を提案・発信し、これまで地域が培ってきたつながりを途絶えさせない取組み、孤立をつくらない取組みを促すとともに、高齢者や生活困窮者の暮らしの包括的な支援が身近な地域で円滑に進むよう、区社会福祉協議会の取組みをサポートしていきます。

また、本会が全市的に行ってきた、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の育成、成年後見制度等権利擁護の推進、さらには地域こども支援ネットワーク事業などの取組みについても、各区社会福祉協議会の取組みと連動させ、より効果的な実施を図っていきます。

さらに、本会及び区社会福祉協議会が安定的・継続的な事業展開を図っていくため不可欠である職員の確保・育成・定着に向けた方策を積極的に実施するとともに、区社会福祉協議会において法人運営等実施体制を拡充するなど、社協総体として組織経営基盤の強化を推し進めていきます。

以上、地域福祉推進の中核的役割を担っている本会は、住民主体の理念のもと、地域住民、関係団体、社会福祉施設、行政、企業などとの連携・協働をさらに強め、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」、皆で助け合い支えあう地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進していくこととします。

続きまして、2頁「IIの令和4年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しておりま

堀江課長 す。

主な内容につきましてご説明いたします。

2 頁「1 持続可能で自律した組織基盤の強化」につきまして、法人の安定的・継続的な事業展開に欠かせないのが人材ですので、特に (1) と (5) については注力して実施していきたいと考えております。まず (1) の人材の確保・育成・定着ですが、福祉業界全体で人材難と言われていますが、本会におきましても、とりわけ正規職員の確保ができて初めて安定して地域福祉の推進に係る事業を展開できるため、令和 4 年度は人材の確保・育成・定着に向けて強化して取り組んでいくこととしております。

まず、確保については、より多くの優秀な人材の採用につなげるため、初任給基準の引上げをはじめ、仕事の魅力や、やりがいについて広報・情報発信を強化する、あるいは大学など教育機関に対して、積極的な採用活動に取り組んでいきます。

人材育成に向けては、とりわけ次代を担う職員育成を強化するため、管理職層のマネジメント研修や一般的に離職が多いと言われております入職 2・3 年目を対象とする若手職員研修の充実などを推進してまいります。

人材定着に向けては、在職年数の短い職員の基本給の改善、改正育児・介護休業法など法改正を踏まえた働きやすい環境づくりを整備してまいります。

このような取組み以外にも、有効と考えられる方策についても積極的に検討し実施していくこととしております。

(5) 区社協への法人運営強化に向けた支援につきましては、区社協において事業規模も年々拡大しており、予算の面や、事業に係る職員も非常に増えていることから、総務・経理など法人運営機能の強化が急務であります。これらの対応といたしまして、令和 4 年度からは、法人運営担当職員を順次配置することとしており、携わる職員育成としまして、法人運営に関係する研修や実務手引書を作成することとしております。

3 頁「2 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤を担う区社協への支援強化」についてですが、指定都市社協として、区社協支援は重要な役割であり令和 4 年度も強化していくこととしております。コロナ禍におきまして、住民の孤立や生活困窮などの地域生活課題が顕在化し、住民相互のつながりが弱まる中で、各区社協が身近な地域での助け合い・支え合いを実現する地域支援とあらゆる相談に対応する個別支援により、一人ひとりの暮らしを支える事業が展開できるよう支援を強化してまいります。

具体的には、4 頁 (1) 事業横断的な取組みの推進について、アの令和 3 年度から計画期間がはじまっております第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画の 2 年目として、各区の特性に応じ各区社協が策定している「推進方針」に基づく取組みの進捗の把握と推進への調整等を行います。

(2) 地域づくりの推進ですが、アの市内すべての地域社協の地域アセスメントの整備、イの各区・地域における見守り活動の推進に係る支援などを実施してまいります。

(3) 包括的な相談支援体制の充実ですが、区社協では見守り相談室、生活困窮者自立相談支援窓口、地域包括支援センターなどさまざまな相談窓口を運営しており、それぞれの事業の強化に向けた支援だけではなく、アに記載の包括的な相談支援体制の充実にむけ強化してまいります。

また、オのヤングケアラーの支援や啓発ですが、ヤングケアラーについても近年

着目されています。自分がヤングケアラーだと気づけなかったり、表面化しづらいことも課題のひとつになっておりますので、SOSを見逃さない取組みなど行政や関係機関と連携して推進していきます。

続いて、4頁「3 多様な分野の主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」です。

(1) 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進・発信や、(2) コロナ禍におけるつながりづくりの継続・推進していきます。コロナウイルスの感染者数が高止まりで地域福祉活動を実施することが難しい状況も続いておりますが、つながりが途絶えないよう、昨年度から地域活動にも ICT を活用した取組みを進めておまして、今年度も引き続き進めてまいります。

(3) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発、(4) 地域子ども支援ネットワーク事業の推進につきましては、引き続き各区社協と連携し、推進していきます。

(5) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援につきましては、アの大阪市ボランティア活動振興基金助成や、イの共同募金を活用した地域福祉活動への助成、ウの善意銀行の運営など基金や助成金を活用して地域福祉活動を推進していきます。

6頁「4 暮らしの相談支援の充実」です。

本会では各種の相談支援を実施しておりますが、(1) 大阪市ボランティア・市民活動センターでは、特に区ボランティア・市民活動センターの運営、取組み向上の支援を進めていきます。また、学生ボランティアなど新たな担い手の参加を促すための取組みも推進していきます。

少し飛びまして、7頁の(5) 生活福祉資金貸付事務事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で始まりました特例貸付ですが、この3月末で終了とのことでしたが、再びの延長となりまして、現在6月末までと示されております。貸付の延長にも引き続き対応するとともに、貸付終了後、生活再建に向けた支援が必要な方についても府社協と連携して進めてまいります。

8頁「5 災害に備えた平時からの取組みの推進」についてです。

本会は、発災時にすみやかに災害対策本部を立ち上げ、災害ボランティアセンター開設の可否を判断する必要がありますので、事業継続計画及び大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの見直しや、訓練等を重ね、いざという時に迅速に対応できるよう備えていきます。

「6 地域福祉を支える人材確保及び育成強化」です。

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の育成を計画的に推進していきます。

9頁(1) 情報発信により福祉に関心を持つ人を広げる取組みの推進、(2) の福祉教育の充実ですが、福祉の輪を広げていくため、さまざまな取組みを発信し、一人ひとりの意識を変え、地域全体で支える地域づくりを推進します。福祉教育は今年度、取組みを強化して、社会福祉施設とも連携して進めていきます。

(4) 福祉専門職の育成・確保につきましては、主に社会福祉研修・情報センターでの取組みとなりますが、福祉の人材養成のための専門職に向けた研修等を実施していきます。

今年度は、クに掲げておりますとおり、社会福祉研修・情報センター開設20周年を迎えますので、記念事業の実施も予定しております。

10頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」につきまして、判断能力が不十分な方が、住んでいる地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぽー

堀江課長 と事業」と「成年後見支援センター事業」を実施し、権利擁護に関する取組みを一体的に推進していきます。

12 頁「8 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」です。

公募選定により受託した 19 区において、他都市からの依頼を含む要介護認定調査及び市内全域での障がい支援区分認定調査について、調査依頼件数の推移を見ながら、業務が遅滞しないよう、必要人員を確保し、業務執行管理を徹底し実施いたします。

最後になりますが、「9 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。

各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進してまいります。

最後の(5)に記載の近畿地域福祉学会大阪大会の支援ですが、令和4年度は、本会が近畿地域福祉学会の年次大会の事務局として、大会開催を支援してまいります。

以上、令和4年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真鍋次長 続いて、令和4年度予算(案)について、ご説明申しあげます。

14 頁の「令和4年度当初予算(案)について(概要)」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、最上段、事業活動収入が43億4,576万7千円、その2段下、その他の活動収入が9,401万1千円で、合計しますと44億3,977万8千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、2,698万9千円の増となっております。

次に支出額ですが、最上段、事業活動支出が44億4,132万6千円、その下、施設整備等支出が400万4千円、その下、その他の活動支出が3,770万5千円、更にその下、予備費支出が116万円で、合計しますと44億8,419万5千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、2,574万5千円の増となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス4,441万7千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。

年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は0円であり、収入に見合った支出を計上しております。

一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。令和4年度予算については、収支差額はマイナス4,441万7千円となりますが、それぞれの事業における助成・貸付計画に基づき、計画的な支出予算を計上しています。

次に、15 頁の「2 収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

受託金収入は、生活福祉資金貸付事務事業においてコロナ特例貸付関連業務費を新規計上したことによるものでございます。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において今年度の助成活動資金を基金から取り崩すことによるものですが、過年度の助成実績をもとに助成額を設定したことにより、約1,000万円の減額予算となっております。

続いて、資料16 頁の「3 支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

事業費支出は、要介護認定訪問調査事業におけるタブレットの導入のほか、生活

真鍋次長 福祉資金貸付事務事業においてコロナ特例貸付関連業務費を計上したことによるものでございます。

助成金支出は、ボランティア活動振興基金事業において、過年度の助成実績をもとに助成額を設定したことによるものでございます。

最後に、資料 17 頁の「4 事業別支出予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

まず、法人運営事業は、昨年度に市社協の設立 70 周年記念事業が無事に終了したこと等により予算減額となっている一方で、本会で所有している軽自動車が平成 16 年の購入から 20 年近く経過しており、経年劣化が著しいことを受けて、新たに買換えの予算を計上しております。

要介護認定訪問調査事業は、タブレットの導入経費を予算計上しております。

介護予防ポイント事業は、昨年度に予算計上しておりましたスマートフォン用アプリの開発が完了しましたことから、同開発経費を予算から減額しております。

生活福祉資金貸付事務事業は、コロナ特例貸付に係る関連業務の実施による予算を計上しております。

職員費調整事業は、定年退職等による高年齢層の減少と、職員の新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 18 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和 4 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 7 頁に休日夜間福祉電話相談事業の実施について記載されていて、17 頁の予算書では前年度と予算は同額で、増減無しとのことですが、今般のコロナ問題で、相談が増えるんじゃないかと心配しています。保健所にも電話はつながらないし、ドクターも忙しい状況のなかで、夜間に集中しているのではないかと予想していたのですが、事業計画や予算を見る限りではそのようには感じないので、他の分野でカバーできているという理解で良いのでしょうか。

堀江課長 まず、休日夜間福祉電話相談事業の予算につきましては、3 年間の委託契約となっており、毎年決まった金額となっておりますので、コロナ対応のために予算が増額ということは特段無く、昨年と同額になっているということでございます。

相談件数につきましては、右田理事のおっしゃるとおり夜間の相談先というのはほとんど無いので、私たちも増えるのではないかと予想していたのですが、コロナが流行する前と比較してもほとんど変わっていないのが現状です。

右田理事 相談窓口の存在が知られていないのではないのでしょうか。

堀江課長 それもあるのかもしれませんが、電話をかけてこられる方のうち、緊急対応を要するものもありますが、話を聞いてほしい方が多くいらっしゃると思いますので、一回の電話が長時間にわたるケースは増えているかと思えます。

右田理事 一般相談以外に、緊急性を要する相談はどの程度なのでしょうか。緊急の場合は、どこかへつなぐことになるかと思いますが、つなぎ先に連絡がつかず、この事業の担当者も苦労があるのではないかと思うのですが。

堀江課長 休日や夜間につなぎ先がない場合は、私ともう一人の担当者のいずれかの携帯に連絡が入ることになっていますが、この1年間で連絡を受けたのは2件だけです。

右田理事 では、混乱するような状況ではないということですね。ありがとうございます。それからもう1つ。研修・情報センターですが、マンパワーに関する課題はありながらも予算は減額になっているんですよね。強化するといった説明はありながらも、予算は減額されていて、事業計画文案との整合性が合わないように思うのですが。

河野所長 社会福祉研修・情報センター所長の河野でございます。
今回予算が減額となっていることについてですが、介護の職場担い手創出事業を令和2年度、令和3年度の2か年をモデル事業として受託し、実施していました。この事業は社会福祉施設でアシスタントワーカーを採用するというものですが、令和3年度は6施設で事業を実施していました。令和4年度からは本格実施の事業として3施設での実施を予定しています。実施施設数が6か所から3か所に減少することに伴い、大阪市からの委託料も減額となり、結果として予算が減になったということでございます。

永岡議長 他に、ご意見・ご質問はございますでしょうか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(挙 手)

第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 諸規則等の一部改正(案)について

永岡議長 続きまして、第4号議案の諸規則等の一部改正(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第4号議案、諸規則等の一部改正(案)につきまして、ご説明申しあげます。
資料3をご覧ください。2頁以降に今回改正する諸規則等について、新旧表をつけておりますが、主な改正理由・内容を1頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

それでは、資料3、1頁をご覧ください。

まず、「1 法改正に伴う改正」についてでございます。

表の一番上、育児・介護休業法の改正により、出生時育児休業制度が創設されることに伴い、各就業規則に「出生後8週間以内の間において4週間までの必要な期間、取得できる」と追記するものです。なお、法律は令和4年10月1日を施行予定としていますが、本会では前倒しで導入いたします。

続いて、個人情報保護法の改正により、「個人データの開示方法を本人が指定できるようにすること」「個人データの授受に関する第三者提供記録を本人が開示請求

真鍋次長

できるようになること」から、当該内容を個人情報保護規程に追記いたします。

次の「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」ですが、計算書類における注記項目に「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の項目が追加されたことに伴い、経理規程に追記いたします。

続いて、「2 その他の主な改正」ですが、表にまとめた最初の4項目は就業規則に関わるものでございます。

1点目は、働き方改革関連法の施行に伴い、産前産後休暇の給与の取扱いを全職員共通にするということで無給にいたします。

2点目は、令和3年4月1日に本会において育児短時間勤務制度を導入したことに伴い、1年間の経過措置としていた部分休業制度を廃止いたします。

続いて3点目は、妊娠障害特別休暇の取得期間を男女雇用機会均等法に基づき、「7日以内」から「医師の指導に基づく期間」といたします。

4点目については、出勤停止期間中の給与について、「平均賃金の6割を支給する」と明確化いたします。これら4点の改正内容は該当就業規則に反映いたします。

次の職員懲戒規程の改正につきましては、労働基準法の定めに基づきまして、停職期間等の懲戒効果を見直すものでございます。

下から2番目につきましては、令和4年4月1日に初任給基準及び若手職員の給料改善、区社協事業実施体制の見直しを目的として、給料表を改正するにあたり、調整手当の廃止及び補職名称の見直しに関連する諸規則を改正します。

最後、職場におけるハラスメントの防止等に関する規程については、就業規則の改正に伴う条項のずれを修正いたします。

ただ今、ご説明いたしました改正内容の施行日はいずれも令和4年4月1日としております。

以上、諸規則等の一部改正（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（挙手）

第4号議案は、原案どおり決定されました。

＜第5号議案＞ 評議員会の開催（案）について

永岡議長

続きまして、第5号議案 評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

真鍋次長

第5号議案 評議員会の開催（案）につきまして、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び場所につきましては、令和4年3月25日（金）、午後1時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。

議案につきましては、令和3年度補正予算（案）、令和4年度事業計画及び予算

真鍋次長 (案)でございます。
報告につきましては、諸規則等の一部改正でございます。
以上、評議員会の開催(案)についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

永岡議長 ただ今、評議員会の開催(案)について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(挙 手)

第5号議案は、原案どおり決定されました。
本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。

ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。
最後に、倉光副会長が3月末をもって辞任されますので、ごあいさつをいただきたいと思ひます。倉光副会長、よろしくお願ひいたします。

倉光副会長 (あ い さ つ)

司 会 それでは、これをもちまして、理事会を終了させていただきます。
今後の予定でございますが、令和3年度の事業報告及び決算等についてご審議いただきます理事会を令和4年6月9日(木)、午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。

ご予約いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。